

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和6年5月24日(金) 午後2時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	新井 昌行(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 小寺 智子(弁護士) 織田 智美(公認会計士)
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担 当 部 課 名	【担当課等】 (建設部)中嶋営繕課長、関根営繕課主幹 飯田営繕課主幹、吉野営繕課主任 小島営繕課主任 (街づくり計画部) 吉田所沢駅西口区画整理事務所長 森田所沢駅西口区画整理事務所主幹 (上下水道局)村上下水道整備課長、羽賀総務課主査 佐々木下水道整備課主査 射谷下水道整備課主任 【事務局】 井上総務部長、市川総務部次長、古沢契約課長 小暮契約課主幹、他 契約課職員

発言者	審議の内容
<p>委員</p> <p>総務課</p> <p>委員</p> <p>委員 総務課</p> <p>委員 総務課</p> <p>委員 下水道整備課</p> <p>契約課</p>	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>令和5年10月1日から令和6年3月31日までの市、上下水道局発注工事における入札方式別件数及び金額、入札参加停止等の措置状況について事務局より報告を行った。</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>審議対象となる事案の中から、落札率が著しく低い事案2件、応札者が1者のみの事案1件、随意契約1件、辞退者が多い事案1件の計5件を抽出した旨、抽出を担当した委員より報告があった。</p> <p>3 抽出した事案の審議</p> <p>(1)「林地内下水管布設工事(6-1)(ゼロ債務)」</p> <p>抽出理由：落札率が91.00%の低入札である。</p> <p>落札率91.00%と低入札になっていますが、どのような要因が考えられますか。</p> <p>請負業者に確認したところ、本工事現場が会社及び資材置き場に近接しており、諸経費が削減できるため低い入札金額となったとの回答でした。また、これまでに類似工事を多数施工していることから、経験に基づく効率的な作業進行が可能であると考えられます。</p> <p>他に1者、近似値の入札がされており、先ほど説明があったとおり諸経費を抑える工夫をしているということで、正当な入札がされていると理解しました。</p> <p>調査基準価格を下回った後、調査を行っていますか。</p> <p>工事担当課が低入札価格調査を行っています。</p> <p>調査の回答をもって、落札決定したということですか。</p> <p>要綱に基づき低入札価格調査を行い、問題ないと判断し契約をしたものです。</p> <p>問題ないというのは、どのように判断したのですか。</p> <p>開札後、2月27日から3月8日までを調査期間とし請負業者に資料提出を求め、3月8日に現場代理人予定者に対し聞き取り調査を行いました。工事現場が自社や資材置き場から近いこと、十分な経験があるためこの金額で問題なく施工できるということから、契約を締結しました。</p> <p>入札価格が低いことにより、施工に支障がでないか、また下請業者の給与が適正に支払われないのではないかと等の恐れがありますが、低入札価格調査において聞き取り調査等を行い、問題がなければ契約締結という流れになります。この案件に関して、問題ないことが確認できたため契約を行ったということです。</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>他の入札者との差額は、資材置き場に係る値段や経験により安くなっており、妥当な入札金額だと判断したということですか。</p>
下水道整備課	<p>一般的に、工事現場から資材置き場までの距離が10 kmと1 kmでは経費が大きく違います。今回は、資材置き場や会社まで1 kmに満たない近接した現場のため、通常想定するよりも近いということです。また、地元企業なので地域貢献したいとのことでした。</p>
委員	<p>所沢市は、一般競争入札でも調査基準価格を設けているのですか。埼玉県では、総合評価方式の場合は調査基準価格と失格基準価格を設定していますが、一般競争入札の場合は最低制限価格を下回ると自動的に失格になるという運用です。各自治体で運用が異なることは問題ないのですが、失格基準価格ではなく調査基準価格にしている理由は何かあるのですか。</p>
契約課	<p>導入の経緯については即答できませんが、当市では、一般競争入札において、調査基準価格と失格基準価格を設定しています。</p>
委員	<p>埼玉県は、金額のみで落札者を決定する場合は、最低制限価格を下回ったら失格です。総合評価方式で、技術力といったものになると、調査基準価格を下回っても失格基準価格を下回らなければ、総合的に判断して、先ほどの審査のような形で落札決定とする形が一般的です。所沢市の今回の案件は、金額のみの一般競争入札なので、全国的に見ると標準的な形ではないと感じたのですが、これが良くないという訳ではありません。予定価格を算出する積算基準はあくまでも実勢価格の平均値なので、先ほどの説明で、調査基準金額を下回っても落札決定することに違和感はありません。</p>
委員	<p>入札金額が低い理由が妥当だと判断できる根拠があるとよいと思います。例えば、資材運搬費用が他社と比較して1,000万円安い場合、通常は1,000万円の経費がかかるが、会社と現場が近接しておりその費用が計上されていないのだとしたら、納得できます。</p>
委員	<p>先ほどの委員長の質問の趣旨は、所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に関することということですか。</p>
委員	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>要綱の第5条「入札執行者が適当でないと判断するものについては、失格基準価格を設けないことができる」とあります。この件では失格基準を設けなかったとすると、入札執行者が適当でないと判断したという理解でよいですか。</p>
上下水道局総務課	<p>要綱に従い、調査基準価格と失格基準価格を設けています。失格基準価格より上だったので、低入札価格調査を行った結果、契約の相手方として落札決定しました。</p>
委員	<p>そもそも最低制限価格という設定がないのですね。</p>
契約課	<p>失格基準価格は別に設けており、基準を下回ると失格になります。それより高い調査基準価格を下回ると、問題なく施工できるの</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>かを調査した上で、問題がなければ落札決定となります。調査の段階で問題があれば、失格となります。</p> <p>要綱の仕組みが埼玉県とは違うのですね。埼玉県は、一般競争入札の場合は調査基準価格という言い方はせず、最低制限価格を下回ったら失格となります。総合評価方式の場合は、最低制限価格を調査基準価格に言い換え、それより下の入札金額でも技術力等総合的に判断して失格基準価格を下回らなければ契約することがあります。ただ、埼玉県と違うので良くないということはありません。</p> <p>(意見) なし</p>
委員 契約課	<p>(2)「所沢駅歩行者デッキ(C)整備工事(その1)」 抽出理由：1者応札となっている。</p> <p>1者応札となっていますが、応札者が少ない理由を伺います。入札対象者のうち数者に確認したところ、橋桁の製作期間が長く、工期内の施工、隣接する商業施設との調整、下請業者の確保が難しいとのことでした。以上のような理由から、応札が少なかったと考えられます。</p>
委員 契約課	<p>西武建設以外の入札対象業者のうち数者に聴取したということによいですか。</p> <p>そのとおりです。</p>
委員 所沢駅西口区 画整理事務所	<p>工期内に終わるかどうかは専門的なことなので分かりませんが、隣接する工事とはどういった工事が把握していますか。</p> <p>デッキをかけるのは所沢駅西口の再開発ビルと建設中の大型商業施設の間になります。建設中の大型商業施設内にデッキの脚を設置することになり、その関係で工程調整が困難であり、県道の交通規制やマンションの駐車場の規制などを懸念する業者が多くありました。</p>
委員 所沢駅西口区 画整理事務所 委員 所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>他の業者は施工が難しく、西武建設が可能であるのは、隣接する大型商業施設と西武建設に関連があるからですか。</p> <p>系列等ありますが、隣接している大型商業施設は西武の施設です。</p> <p>Bデッキはどこを指していますか。</p> <p>大型商業施設とワルツ所沢を繋ぐデッキです。</p>
委員 所沢駅西口区 画整理事務所	<p>現場を熟知していて、施工の調整もできる西武建設が手を挙げたということですね。</p> <p>そのとおりです。</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>工期内の施工が厳しかったとの声もありましたが、適切な工期設定だったのかが気になります。工期を伺います。</p>
所沢駅西口区	約9箇月です。
画整理事務所	
委員	短いように感じます。
所沢駅西口区	橋桁を製作する工場等に確認したところ、この大きさと製作から納品までに約5箇月とのことだったので、工期は適正であったと考えています。工期が短いという話があった業者は製作者との繋がりが少ない業者が多く、そういった業者の受注は難しかったのだと思います。
画整理事務所	
委員	建設業法により、専任制があるため、技術者は基本的には一つの現場にしか配置できません。業者は出来れば効率の良い現場を回したいと考えるので、他社との調整が必要な工事や手間のかかる工事は埼玉県でも敬遠されます。都内の建築工事が盛んで、公共事業が敬遠されることがあるため、埼玉県の建築系の工事でも応札者が少ないことがあります。そういった傾向が出たのではないかと感じます。
委員	西武との調整が難しいとなると、対象業者が256者ありますが、実質的には関連会社である西武建設の1者しか請け負えないのではないかと感じます。対象業者が256者いる中で、敬遠される工事ということも考慮しても1者しかいなかったのは違和感を感じます。
所沢駅西口区	既に使われているAデッキの工事は、西武と関わりがない田中工業が施工しました。Aデッキの施工中も西武関係の工事は行われていたので、西武建設しか施工できない工事とは考えていません。実際、橋桁を製作する工事なので、請け負った業者が工場などに支払いを行う割合が高く、経費割合が道路などの工事より高くなること
画整理事務所	が多いため、敬遠されたのではないかと考えています。実際、数社から問い合わせを受けており、他の工事も含めた発注であれば入札したいという業者はありました。
契約課	工事内容によって、業者の技術力で工夫できるものもありますが、今回は製作の占める割合が大きかったということです。西武建設が有利かもしれませんが、他の業者も施工した実績があったため、一般競争入札で執行しました。
委員	そういった声があるのであれば、発注ロットの見直しも必要と感じます。例えば、1億円の工事を合わせ、桁2本分で2億円の工事にするといったところで応札者を増やす行政側の努力はあってもよいと感じます。市民目線で見ると対象業者が256者いる中で、1者しか入札しないのは何かあると考えるのが市民の感覚かと思うので、結果を踏まえて、次は今回のようにならないよう、検討する必要があるかと思えます。価格は公の単価や歩掛が決まっており、ま

発言者	審議の内容
委員	<p>た技術者は1つの工事にしか配置できないため、大きな工事に配置された方が会社としては大きく回せるので、そういった配慮も必要だと思います。</p> <p>1者入札の場合は、失格基準価格を下回っていなければそのまま落札候補者になると思いますが、そういった事案に対して、入札者を増やすような見直しをしていますか。1者入札に対する問題提起はありますか。</p>
契約課	<p>基本的には地域要件を市内としていますが、過去に参加業者の少なかった工事と同様の工事を発注する場合には、地域要件を県内まで広げることや、級別区分を広げるといった取り組みをしています。</p>
委員	<p>入札業者が多い方が質も上がるので、工夫するとよいと思います。</p>
契約課	<p>地元業者の育成を踏まえつつ、競争性が確保できるよう調整をしています。</p>
委員	<p>発注ロットの工夫は県でも言われていることで、人手不足の業者は1人に大きな利益を上げて欲しいと考えます。小さい工事をこなしていると、他の工事を受注できず会社として回らなくなるので、市街地の交通規制などを考えると、業者にとってはお金で見えない手間が多いと感じます。結果として1者入札だったので課題として受け止め、対応していただきたいと思います。</p>
委員	<p>(意見)</p> <p>1者入札にならないための取り組みとして、発注ロットの見直しや、工期の延長といった視点で見直しをして欲しいと思います。</p>
委員 契約課	<p>(3)「所沢駅歩行者デッキ(C)整備工事(その2)」</p> <p>抽出理由：1者特命随意契約となっている。</p> <p>1者特命随意契約とした理由を伺います。</p> <p>所沢駅歩行者デッキ(C)整備工事(その1)の付随工事で、手すりや地覆のカバーを設置する工事です。その1と同じ施工範囲や施工時期のため、同じ業者でなければ円滑な工程管理・品質管理・安全管理を行うことが困難であると判断し、また経費も削減できるという理由から、1者特命随意契約としました。</p>
委員 所沢駅西口区 画整理事務所	<p>その1とその2を合わせて発注するのは難しかったのですか。</p> <p>当初は1本の工事として発注予定でしたが、大型商業施設と再開発ビルを繋ぐデッキのため、手すりや高欄のデザインを見栄えの良いものに変えようということで、大型商業施設と再開発ビルに検討してもらうことになりました。その結果がなかなか提出されないため、その1を先行発注し、デザインが決まった後、その2を遅れて</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>発注したため別発注となりました。 デザインは西武建設ではなく、大型商業施設と再開発ビルの業者に聞いたのでしょうか。</p>
所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>そのとおりです。 金額を見てもその1とその2は合わせて発注するのが普通だと感じます。また、その方が応札者が増えた可能性もあります。その2を発注したのはその1の何箇月後ですか。</p>
所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>2箇半月から3箇月後です。 その1の発注を待てなかったのですか。</p>
所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>その1は橋桁の製作があり、待つことができませんでした。当初からその1とその2も前倒しする予定でしたが、その1が一度不調になり、再度積算して公告したため時間がかかりました。また、商業施設の開業に間に合わせるため、やむを得ず、装飾部分について分割して発注したものです。その2は随意契約としたことで、経費はその1と合算して安価となっています。</p>
委員	<p>その1の入札の際、業者にその2があることを周知していましたか。</p>
所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>周知していません。 その1の受注者とその2を随意契約する予定はあったのですか。</p>
所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>その予定でしたが、周知はしていません。ただ、資料や図面等を見れば、不足部分は追加発注される可能性があることは分かります。 そのような問い合わせはありましたか。</p>
所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>高欄やカバーは別発注するのかという問い合わせがあり、計画はあると回答しました。 デッキがA、B、Cとありますが、一つの工事にまとめることはできなかったのですか。</p>
所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>県道に接道する箇所で複数の歩行者デッキ工事を行うことに際しては、交通規制などの問題も有り、一般車の通行にも大きな支障をきたすことになるため、分割して発注しました。 各デッキ工事を別々の業者が施工するよりも、同じ業者が施工した方が効率が良いというのは確かにあると推察します。Aデッキ工事を先行したのはなぜですか。</p>
所沢駅西口区 画整理事務所 委員	<p>Aデッキの工事を先行して行ったのは、大型商業施設の隣の再開発ビルを駅から連結させるためです。その後、大型商業施設が建設されることとなったため、完成に間に合うようにBとCのデッキを発注することになりました。Aデッキ建設時には大型商業施設が建</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>つことは決定しておらず、土地利用が検討されている状況でした。</p> <p>公共事業で難しいのは、市民目線で見ると、1本の大きな工事を発注した方が税金も効率よく使えるのではないかという点が一つありますが、その反面、分割することによって、市内、県内の中小企業が受注することが可能となり、このバランスが難しいと思います。個人的には、随意契約の方が効率は良いかもしれませんが、他者の目線からすると、なぜ1本の工事で発注せず随意契約なのかという意見が出てもおかしくないと感じます。所沢市では発注予定は公表していますか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所委員	<p>公表しています。発注予定の段階では1本の工事でした。</p> <p>予定としては1本で一般競争入札だったのが、運用の中で変更していったということですか。</p>
所沢駅西口区画整理事務所委員	<p>そのとおりです。</p> <p>(意見)</p> <p>発注ロットの考え方等を適切に運営してもらいたいと思います。</p>
委員	<p>(4)「所沢市立富岡公民館屋上防水改修工事」</p> <p>抽出理由：落札率が87.81%の低入札である。</p> <p>落札率が87.81%と低入札となっていますが、どのような要因が考えられますか。</p>
契約課	<p>落札者に聞き取りを行ったところ、施工及び資材の調達について、各協力業者や資材購入先と長年にわたり良好な取引関係を維持しており、低価格での購入やリースが可能なことから、経費の低減を図ることができ、低入札になったという回答でした。</p>
委員	<p>2位と3位の入札金額の差が10円ですが、この業界では大体の金額が予想できるのではないかと感じました。落札した会社は、低入札価格調査の対象になることが分かっている入札したのではないですか。</p>
委員 営繕課	<p>所沢市の積算基準や単価は、公表されているのですか。</p> <p>埼玉県の単価表を使用しています。また、単価表に載っていないものは、物価版等の刊行物を使用していますので、概ねの設計額は分かると思います。</p>
委員 営繕課 委員 営繕課 委員	<p>見積りは取るのですか。</p> <p>特殊な工法に関しては、最低3者から見積りを徴取しています。</p> <p>見積金額は公表していますか。</p> <p>公表していません。</p> <p>埼玉県の土木工事は、積算歩掛と単価や、見積りも複数者取り、その平均の見積りを公表しているため、積算はほとんど分かりま</p>

発言者	審議の内容
営繕課	<p>す。ただ、建築は、公にしている単価歩掛の他に、見積り等は独自の掛け率があるので公表していないというのは埼玉県も同様のルールです。公の部分は公表されており、積算ソフトも多くの製品があるため、当たらずとも遠からず積算するのは現在の建設業界では当然ではあります。落札候補者となった業者は、それを知って、資材を安価に仕入れることで、少し基準価格を下回って入札してきたということでしょうか。</p>
委員	<p>長年に亘って付き合いのある資材の問屋やリース会社と安価に取引をしているとのことですか。</p>
委員	<p>調査基準価格は、埼玉県が公表している積算基準と単価で計算しているのですか。</p>
契約課	<p>所沢市で基準を定めており、一定の率を掛けて算出します。</p>
委員	<p>2位と3位の業者が、調査基準価格とほぼ同額または10円高く、調査基準価格に金額を合わせてきていることが分かります。10円高くしたのは、調査基準価格よりも少し上乘せして、落札できる金額で慎重に入札したのが感じられますが、2位と3位の業者は、調査基準価格を下回っても落札できることを分からず、この金額を最低ラインだと思って入札してきたのではないかと思います。1位の業者は、調査基準価格を下回っても落札できることを知っていたので、それより下げたのではないかと推測でき、公平性が保たれているか疑問に思います。また、仕入れ先と付き合いが長いのでコストを削減できたということですが、予定価格より約1,000万円下げられています。低入札価格調査で問題ないとした理由を伺います。</p>
営繕課	<p>推測ですが、落札した業者は、企業努力し、どうしても受注しなかったと考えられます。例えば、工事現場に会社が近いため、受注することで地元での宣伝になったり、今後の民間等の工事受注しやすくなることを考えて入札したと考えられます。</p>
委員	<p>本当にこの価格で無理なく施工できるのかは、どのように判断したのですか。</p>
営繕課	<p>業者に聞き取りを行い、この金額で施工できることを確認しており、市としても、この金額で施工できると判断しました。</p>
委員	<p>所沢市の競争入札が調査基準価格を下回っても受注できるということが広まっているということはないのですか。</p>
契約課	<p>調査基準価格の積算方法を公表しているもので、それを当てはめればおおよその調査基準価格は分かります。防水工事は毎年順番に数箇所の施設の工事を行っているため、経験等を踏まえていくと、業者も金額の予想がつくのではないかと思います。防水工事は毎年低入札になりやすい傾向がありますが、受注したい工事であり、調査を経て落札できる自信があれば、調査基準価格を下回った金額で入札する業者もいると思います。</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>低入札価格調査の結果、理由を聞くだけということが業界で知れわたっていると、低入札でも落札できると考えられてしまいます。</p>
委員	<p>根拠となる見積書の提出や、下請けにしわ寄せがいかないよう法定福利費が確保されているか等、チェックする項目があるかと思えます。</p>
契約課	<p>様々な資料を提出する必要があり、業者も準備等が大変です。口頭で確認するだけではないので、それなりの覚悟をもって入札していると思えます。</p>
委員	<p>埼玉県は、一般競争入札の場合、最低制限価格を下回ったら失格です。総合評価方式の時だけ調査基準価格と失格基準価格の2段階で、その点が所沢市と運用が違います。所沢市の計算式は国のモデルを使っているのですか。最低制限価格の計算式も中央公契連モデルがあり、地方分権の時代なので強制ではないのですが、どこの自治体も国と横並びでやっています。公表されているので、基本的には計算式どおりに積算すれば最低制限価格ぎりぎりですることが可能です。失格基準価格を下回らない金額での入札は、公共事業の中で少なくありません。ただ、過度なダンピングでしわ寄せがいかないセーフティネットが失格基準価格なので、調査基準価格と失格基準価格の間に入札金額が当たり前になり調査基準価格が形骸化してしまうと、恐らく2次、3次下請の末端が当然苦しくなる可能性はゼロではないと思うので、現在の建設業の働き方改革の流れからすると好ましくはないですが、契約に当たっては適切にチェックしているということなので、私自身は問題ないと思えます。</p>
委員	<p>失格基準価格を下回れば失格になりますが、調査基準価格は下回っても失格になりません。そして埼玉県だと最低制限価格を下回って失格となるところを、所沢市ではしっかり見積りを出せば受注できてしまうというのが、グレーゾーンだという気がします。</p>
契約課	<p>所沢市も失格基準価格は別に設けています。それより上で調査基準価格金額を下回った場合は先ほどの段階を踏み、問題なく施工できることが確認できれば落札となります。</p>
委員	<p>今は、無理な金額での入札ができないように、キャリアアップシステム等を国が先行して、どれくらいの時間現場で働いたか、最低賃金がどれくらい払われるのか等、グレーゾーンなところを透明にして、末端の労働者に行き渡るようにする流れがあります。そのため、会社を経営するために低価格で受注するということが必然的にできなくなります。今は過渡期だと思うので、本来は調査基準価格を上回った金額での入札があるべき姿なのかと思えますが、事務局も適正に審査して、過度なダンピングはないと判断したということであれば、それがよくないとは言えないと感じます。</p>
委員	<p>先ほど、防水工事は毎年低入札になりやすいとの話がありました</p>

発言者	審議の内容
営繕課 委員 営繕課 委員 営繕課	<p>が、防水工事が低入札になりやすい理由を伺います。</p> <p>他の建築工事等と比較し、専門業種のため、下請業者に依頼する部分が少ない点や、元請業者による自社施工が大きな比率を占めている点から、経費削減がしやすく企業努力に取り組みやすいのではないかと思います。</p> <p>利益率が高いということですね。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>個人会社は、使用者側の人間が実際に現場で働くことができるため、人件費を削減し易いということもありますか。</p> <p>そういったこともあると思います。</p>
委員 契約課 委員 契約課 委員 契約課 委員 契約課 委員	<p>(意見)</p> <p>なし</p> <p>(5)「所沢市立三ヶ島公民館受変電設備改修工事(ゼロ債務)」 抽出理由：辞退者が多い。</p> <p>開札前に1者辞退、開札後に2者辞退し、結果的に1者入札となっています。辞退理由を伺います</p> <p>三ヶ島公民館の工事の外に2件、合わせて3件の工事を一抜け方式で入札を執行しています。一抜け方式は、1つの案件の落札候補者になった場合、他の案件で入札していてもその札を無効とする方式で、同じような案件を1つの業者が独占して受注しないよう、時期を合わせてまとめて発注する方法です。三ヶ島公民館は3案件中2番目に執行した案件になります。三光通信は事前に辞退していますが、3件を一度に見積ることが難しく、1件に絞って入札したとのことです。他2者の辞退については、まず1件目で一番低い金額で入札したトコデンが落札候補者となりましたが、その後、技術者の急な退職により技術者を配置することが出来なくなったため、辞退届が提出されました。そのため、2位の橋本電工が落札候補者となりましたが、橋本電工は既に3件目の落札者となっており、技術者を配置することができず、辞退となりました。その結果、最終的に3位の北産電設が落札決定となりました。</p>
委員 契約課 委員 契約課 委員	<p>一抜け方式の対象工事は、審議資料の一覧を見れば分かりますか。</p> <p>資料1の入札方式別発注工事一覧表の22番から24番の、所沢小学校、三ヶ島公民館、狭山ヶ丘中学校の受変電改修工事が一抜け方式で実施した工事です。</p> <p>一抜け方式の開札順番は、この順でよいのですか。</p> <p>この順番で開札を行いました。</p> <p>予定価格の大きいものから開札するというのですか。</p>

発言者	審議の内容
契約課	設計金額が高い順に開札します。
委員	自己都合で辞退した時は、ペナルティはあるのですか。
契約課	「所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱」により、落札決定後に辞退した場合は指名停止となりますが、
	今回は落札決定前の辞退のため、ペナルティはありません。
委員	橋電株式会社と株式会社橋本電工は違う会社ですか。
契約課	別の会社です。
委員	三光通信は、1案件に絞ろうとしましたが、結局落札できなかったということですか。
契約課	落札していません。
委員	一般競争入札ですが、一抜け方式で、22番から24番の案件に入札する業者が同じ場合、業者間で受注する工事を調整しているのではないかと考えてしまいますがどうですか。
委員	一般競争入札は札を入れるまで誰が入札しているか分からないため、3本全て全力で入札します。一本で発注した方が効率が良く、諸経費も削減できますが、市内のいろいろな業者に受注機会を与えるという意味で、ある程度金額も合わせて受注機会を合わせるという形は、公共事業では一般的だという認識でよいですか。
契約課	そのとおりです。
委員	3案件の工事に入札した業者が同じ場合、金額を下げて入札しなくても、1案件で落札できなかったら別の案件で落札できるということになりうると思います。
委員	地元業者育成の一方、市内業者の固定化は競争性が確保されず良くないという点があります。一般競争入札ではなく総合評価方式で、工事の成績や表彰実績といったものを考慮した入札で差別化をはかり、より良い品質のものを市民に提供できるような取り組みもよいのではないかとすることは考えました。確かに毎回5者しかいないにも関わらず工事が5本の場合、最終的に1本は受注できるという話になりかねません。恐らく市民目線の考えだと思いますが、私も非常に大事な観点だと感じました。
	(意見)
委員	市内業者の固定化に気を付けた入札を行うとよいのではないかと思います。
委員長	今回については、意見具申ということではなく議事録をもって市長に報告します。
	4 その他
	なし